

仕様書（空調設備機器保守点検業務）

第1条（契約の対象となる建物の所在地及び装置）

建 物 八戸公共職業安定所
所在地 八戸市沼館4丁目7-120
装 置 空調設備機器

第2条（点検業務）

- 1 受注者は空調設備機器を正常かつ良好な運転状態に保つよう点検技術員を派遣し、点検業務を行う。
- 2 受注者は点検結果あるいは処置の内容について発注者に報告する。

第3条（空調機器の保全）

発注者は下記の場合速やかに受注者に通知し、発注者・受注者協力して空調設備機器の保全にあたる。

- 1 空調機器の機能に支障が発生した場合
- 2 事故等により機器、電路、配管等に支障が発生した場合
- 3 建物の改修、模様替え等により空調設備機器の機能に支障が起これると思われる場合

第4条（点検内容）

- 1 冷却塔 1台
外観据付状況確認、運転状況・データ測定、上下水槽の清掃
- 2 空気調和機 5台
外観据付状況確認、軸受け受注油、ファンベルト点検、運転データ測定、フィルター洗浄
- 3 空気清浄機（外気取入れ） 1台
フィルター洗浄（除塩フィルター、化学吸着剤交換発生時別途見積）
- 4 エアクリナー 2台
フィルター洗浄、エレメント洗浄、動作確認
- 5 全熱交換器 1台
フィルター洗浄、エレメント洗浄、動作確認
- 6 送風機類 7台
Vベルト点検調整、ベアリンググリスアップ、運転データ測定
- 7 パッケージエアコン 7台（室内機7台、室外機6台）
制御装置作動点検・運転状況点検測定記録・Vベルト点検及び張力確認・軸受け摩耗度点検・エアフィルタードレンパン点検清掃・冷媒ガス漏れ点検
- 8 冷却水ポンプ 1台
外観据付状況確認・運転状況点検測定記録
- 9 冷温水ポンプ 1台
外観据付状況確認・運転状況点検測定記録
- 10 給水ポンプ 1台
外観据付状況確認・運転状況点検測定記録
- 11 オイルポンプ 2台
外観据付状況確認・運転状況点検測定記録

第5条（保守業務時期）

保守業務は原則として年2回とし、時期は6月・11月とする。又、変更がある場合は、発注者・受注者 事前協議の上決定する。

第6条（交換作業費）

本契約に基づく作業に伴い交換の必要を生じた部品、又は、機器本体の代金は、発注者が、別途に支払うものとする。

第7条 (保守除外)

本契約に定める保守作業の対象から下記を除外するものとする。

- 1 ダンパー本体の点検費
- 2 弁本体の取り外し、取付工事それに伴う配管保温工事
- 3 バルブのパッキン交換費
- 4 計装用電気配管、配線等の変更工事並びに新規工事
- 5 機器の使用変更に伴う計装配管配線工事
- 6 冷凍機・ボイラー等に付属している自動機器
- 7 本契約後に変更、追加された機器
- 8 その他、以外に生じた問題は発注者・受注者協議の上これを解決するものとする。

第8条 (事故・損害等)

業務実施中に建物、工作物、設備機器、備品その他のものに対して事故、損害等を与えた場合は直ちに発注者に報告し、必要な措置を実施するものとする。

第9条 (事情変更)

- 1 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議して本業務の内容を変更し、又は本業務の一時中止、全部若しくは一部を解除することができる。
- 2 発注者及び受注者は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。
- 3 前二項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要がある時は、発注者及び受注者が協議して書面により定めるものとする。
- 4 発注者は、前項の規定により発生した合理的な追加費用又は合理的な費用を受注者に補償する。受注者は本項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなるものも要求できないものとする。